

三雲駅周辺市有地活用プロポーザル参加事業者募集

市では、「三雲駅前南側」の土地を賃貸し、中心核・交流拠点として、新たな商業施設の誘致や市民の憩いと交流の場となる生活利便施設などの実現に向けて、民間事業者の有する企画力、資金力、事業ノウハウなどを活用するため、公募型プロポーザル方式による事業者の公募を行います。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



HP QRコード



問都市政策課(東庁舎) ☎71・2336 📠72・7964

国民年金からのお知らせ

平成31年度の国民年金保険料は月額16410円です！

保険料の納付期限は翌月末(4月分は5月末)です。

毎月の保険料の納付を口座振替の早割制度(当月末振替)にすると、保険料が月々50円安くなります。

また、4月分から1年分の保険料を納付書で5月7日(火)までにまとめて納付(1年前納)すると、保険料が年間3500円の割引となります。手元に納付書がない場合は草津年金事務所へ連絡してください。

学生納付特例制度を知っていますか

国民年金保険料の納付が困難な20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される制度です。次の3つを持って、年金事務所か市役所で手続きを行ってください。

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 在学期間がわかる在学証明書
か学生証(学生証の複写の場合
は表裏両面を複写したもの)
※承認期間は原則4月から翌年3月までで、申請は毎年必要です。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」万ーの場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば承認された期間の保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、追納するとその期間は保険料納付期間として、老齢基礎年金の額に反映されます。なお、承認された年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がつかます。

問草津年金事務所 国民年金課 ☎077・567・2220